

○電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 (略)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力(pY)をもつて表示する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム(七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動局の送信設備</p> <p>3 (略)</p> <p>(免許を要しない無線局) 第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数</p>	<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 (同上)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力(pY)をもつて表示する。</p> <p>一 四 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>(免許を要しない無線局) 第六条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (同上)</p> <p>(12) 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数</p>

(13) (18) (略)

三〇九 (略)

十一 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。

一〇五 (略)

六 特別業務の局(設備規則**第四十九条の二十二**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

(混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置)のために提供する情報)

第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のとおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局(第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記

(13) (18) (同上)

三〇九 (同上)

(運用開始の届出を要しない無線局)

第十条の二 (同上)

一〇五 (同上)

六 特別業務の局(設備規則**第十四条第一項の表十八の項(イ)**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)

(混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報)

第十一条の二の三 (同上)

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下**この条において**「請求者」という。)は、次に

載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 請求理由
- 三 開設又は変更しようとする無線局の概要
- 四 希望する情報提供の範囲
- 五 希望する情報提供の実施の方法

2 前項の請求書の様式は、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては別表第二号の二の三、終了促進措置に係るものについては別表第二号の二の四のとおりとする。

3 (略)

4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の請求が、法第二十五条第二項に規定する混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的に使用することが明らかなきときその他当該請求を拒むことについて正当な理由があると認めるときは、情報を提供しないものとする。

5 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

2 前項の請求書の様式は、別表第二号の二の三のとおりとする。

3 (同上)

4 総合通信局長は、第一項の請求が、法第二十五条第二項に規定する混信又はふくそうに関する調査に供する目的以外の目的に使用することが明らかなきときその他当該請求を拒むことについて正当な理由があると認めるときは、情報を提供しないものとする。

5 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一〇二十五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に**関する、混信又はふくそうに関する調査に係る**前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一〇三 (略)

3 **終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。**

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 **設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局**

設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

八〇十 (略)

一〇二十五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に**係る**前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一〇三 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 (同上)

一〇六 (同上)

七 **設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局**

(1) 設備規則第四十九条の七の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(2) 設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

八〇十 (同上)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜二十三 (略)

二十四 特別業務の局(設備規則**第四十九条の二十二**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 (略)

2 標準周波数局又は特別業務の局(設備規則**第四十九条の二十二**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一〜二の二 (略)

二の二の二 法第二十五条第二項の規定に基づく**混信又はふくそうに関する調査に係る**総務大臣の権限

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 (同上)

一〜二十三 (同上)

二十四 特別業務の局(設備規則**第十四条第一項の表十八の項(-)**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 (同上)

2 標準周波数局又は特別業務の局(設備規則**第十四条第一項**)に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百四十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 (同上)

一〜二の二 (同上)

二の二の二 法第二十五条第二項の規定に基づく総務大臣の権限

二の二の三〇八 (略)

2〇4 (略)

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三第二項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(表 略)

二の二の三〇八 (同上)

2〇4 (同上)

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、**法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を、**次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三第二項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(表 同上)

- 2 (略)
- 3 法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの及び法第三十八条の第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することができる。
- 4 (略)

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

第1 混信又はふくそうに関する調査に係るもの

無線局の種別	情報提供項目
1～10 (略)	(略)

注1・2 (略)

第2 終了促進措置に係るもの

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局 (法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許人等の氏名又は名称 (注1) 2 住所 (注2) 3 無線局の種別 4 無線局の目的 (注3) 5 無線設備の設置場所 (注4) 6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅 (注5)

- 2 (同上)
- 3 法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することができる。
- 4 (同上)

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1～10 (同上)	(同上)

注1・2 (同上)

	<p>7 空中線電力</p> <p>8 適合表示無線設備の番号 (注6)</p> <p>9 開設している無線局の数 (注7)</p>
--	--

- 注1 氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の14第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。
- 2 請求者が認定開設者以外の者である場合にあっては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。
- 3 登録局の場合にあっては、提供しない。
- 4 移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあっては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあっては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあっては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。
- 5 登録局の場合にあっては、周波数に限り提供する。
- 6 技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を提供する。
- 7 包括免許に係る特定無線局又は登録局の場合に限り、提供する。

別表第二号の二の三(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書

年 月 日

別表第二号の二の三(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書

年 月 日

入	収
紙	印

(何) 総合通信局長 (沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務局長とする。) 殿

請求者 (注1)
住 所
氏 名
印
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり 混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

- 1～3 (略)
- 4 希望する 情報提供の範囲 (注5)
- 5 希望する情報提供の 実施の方法 (注6)
(略)
- 注1～6 (略)

入	収
紙	印

(何) 総合通信局長 (沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務局長とする。) 殿

請求者 (注1)
住 所
氏 名
印
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり無線局情報の提供を請求します。

記

- 1～3 (同上)
- 4 希望する 情報提供範囲 (注5)
- 5 希望する情報提供の方法 (注6)
(同上)
- 注1～6 (同上)

別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書
年 月 日

収	入
印	紙

総務大臣 殿

請求者(注1)

住 所

氏 名

代表者氏名

印

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり終了促進措置に係る無線局情報の提供を請求します。

記

1 請求理由(注2)

2 開設しようとする無線局の概要

(1) 無線局の種類別

(2) 無線局の目的

(3) 識別信号

(4) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(5) 電波の型式及び周波数

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(6) 空中線電力

3 希望する情報提供範囲(注3)

4 希望する情報提供の方法(注4)

用紙に出力したもの

フレキシブルデザインスクार्टリッジ(日本工業規格X62233に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したもの

光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの

注1 請求者の欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 名称及び代表者氏名については、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(3) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

- 2 2の請求理由については、開設が必要となる理由を具体的に記載すること。
- 3 3の希望する情報提供範囲については、開設指針に規定する終了促進措置に係る無線局のうち、情報提供を希望する無線局を具体的に記載すること。
- 4 希望する情報提供の方法については、該当する事項の□1ヶ所にシ印を付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号(12)の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。
 - 3 この省令による改正前の施行規則第十五条の三第七号(1)の規定は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。